

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

告 示

- 告示第113号 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…2
- 告示第114号 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…2
- 告示第115号 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…2
- 告示第116号 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱……………（年金医療課）…2
- 告示第126号 宇治都市計画生産緑地地区の変更……………（公園緑地課）…3

監 査 委 員

- 公表第18号 随時監査の結果の報告……………3

農 業 委 員 会

- 公告第10号 農業委員会定例総会の招集……………4

正 誤

- 2023年（令和5年）4月21日付け宇治市公報第2431号……………4

告 示

宇治市告示第113号

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年12月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和58年宇治市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「申請書に記入された事項を確認するために必要な」を「市長が必要があると認める」に改め、同号を同項第3号とする。

第10条中「必ず対象者証を被保険者証に併せて」を「対象者証を」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第114号

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年12月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項を削る。

第8条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

第9条中「被保険者証等に併せて」を削る。

第15条第1項及び第16条第1項中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第17条中「第7条第2項及び前条第2項」を「前条第2項」に改め、「申請又は」を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第115号

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年12月1日

宇治市長 松村 淳子

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和56年宇治市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

第3条の2中「又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の

ぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設」を「（京都府の区域内に所在するものに限る。）」に改める。

第6条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第10条中「必ず受給者証を被保険者証にあわせて」を「受給者証を」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市告示第116号

老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年12月1日

宇治市長 松村 淳子

老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和56年宇治市告示第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項本文中「第67条第1項第1号」を「第67条第1項第1号及び第2号」に、「同項第2号」を「同項第3号」に改め、同条第5項前段中「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第6項中「申請」を「前項の規定による申請」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「添付し、又は提示しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項中第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第10条中「必ず受給者証を被保険者証にあわせて」を「受給者証を」に改める。

別記様式第1号中「

性別	男・女	
----	-----	--

」

め、「@」を削り、「様」を「宛て」に改め、同様式の注書を削る。

別記様式第2号中「

性別	男・女	
----	-----	--

」

める。

別記様式第3号中「

性別	
男・女	

」

「

	非課税世帯	老人世帯	一人暮らし
	寝たきり	その他（	）

」

「

--

」

「

記号番号

記号・番号

」

「

を「

に改め

記号番号の変更

記号・番号の変更

る。

別記様式第4号の（表）中

「」を

有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	--------------------

「」に改

一部負担金 の 割 合	
有効期間	

め、同様式の（裏）中「、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの」を「、この」に改める。

別記様式第6号の（表）中

「」を

氏 名	続柄 ()	印	
電話番号 ()	—		

「」に、

氏 名	続柄 ()
電話番号	

「」を「」に、

記号番号	記号・番号
------	-------

「」を

性別	1 男・2 女	生年月日
----	---------	------

「」に改め、「、被保険者証」を削

生年月日	
------	--

り、同様式の（裏）中

「」を「」に改める。

記号番号	記号・番号
------	-------

別記様式第9号中

「」を

被保険者証等の記号 番号	
電話番号	年 月 日生 男・女

「」に、

記号・番号	
電話番号	年 月 日生

「」を「」に改め、「() —」及び「@」

男・女	
-----	--

を削り、同様式の注書を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第126号

宇治都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年12月19日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 五ヶ庄上村、宇治蔭山、大久保町山ノ内、南ノ口及び旦椋、伊勢田町毛語並びに横島町十一

削除する部分 大久保町山ノ内

3 縦覧場所

宇治市都市整備部公園緑地課

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月5日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和5年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

返納金収入状況（国民健康保険課）

委託料支出状況（障害福祉課）

補助金支出状況（地域福祉課）

第3 監査の着眼点

令和5年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和7年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年10月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり定期監査における指摘事項について措置が講じられ、適正であった。次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 福祉こども部地域福祉課

(1) 補助金支出状況について

令和5年度の定期監査において、補助金について、要綱の定めと実際の運用との間に齟齬が見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

2 福祉こども部障害福祉課

(1) 委託料支出状況について

令和5年度の定期監査において、一部の業務委託について、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

3 健康長寿部国民健康保険課

(1) 返納金収入状況について

令和5年度の定期監査において、一般被保険者返納金収入状況について、具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが整備されていないと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルの整備が確認できた。

今後、民事手続による債権回収や、費用対効果を十分に考慮した上で債権放棄についても検討するなど、より適正な債権管理に努められたい。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第29回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和7年12月2日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 令和7年12月5日 13時30分
- 開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
- 付議事項
- 1 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定について
 - 3 非農地通知の決定について
 - 4 専決事項の報告
 - 5 その他

(揭示済)

正 誤

2023年（令和5年）4月21日付け宇治市公報第2431号中

ページ	欄	行	誤	正
2	左	下から18行目	「補則」	「(補則)」